

**「医科・歯科診療所自主点検強化事業」
結果報告書**

令和4年12月
岡山市保健所総務課

はじめに

医療の安全を確保することは非常に重要なことであり、良質な医療を提供するための基本であると言っても過言ではありません。

国においては、平成19年4月施行の第五次医療法改正により「病院、診療所又は助産所の管理者は、医療の安全を確保するための措置を講じなければならない（第6条の10）」と規定し、これにより、診療所や助産所においても、医療の安全が確保されていることを確認することが必要になりました。

医療の安全管理のためには、診療所の管理者自らが自主的に取り組むことが極めて重要になってきます。岡山市保健所は、委託事業により「医科・歯科診療所自主点検強化事業」を実施いたしました。この事業は、診療所内の自主管理点検が円滑かつ効果的に実施できるよう、岡山市内各医師会、岡山市内歯科医師会連合会等関係団体のご協力をいただきながら「医科・歯科診療所自主点検票」を作成し、市内すべての診療所に対して自主点検を依頼して回答を求めたものです。

この結果報告書は、各診療所から返送された点検結果を集計・分析するとともに、自主点検票の各項目のチェック内容を解説し、自主管理点検が効率的に行えるよう作成したものです。今後におかれましても、この報告書を参照され、定期的に管理状況を確認していただき、不十分な点については改善するなど管理体制の強化を図ってください。この結果報告書が、良質な医療の提供や診療所内の医療安全、衛生管理のための一助となれば幸いです。

最後に、今回の調査にあたりご協力をいただきました各診療所の皆様、関係団体の皆様に厚くお礼を申し上げますとともに、今後におきましても本市の保健行政の推進に一層のご理解、ご協力を申し上げ、ごあいさついたします。

令和4年12月

岡山市保健所長 **松岡 宏明**

目 次

第1部 調査の概要および総括	I-1
第2部 調査結果と分析	
医科診療所自主点検結果	II-①-1
歯科診療所自主点検結果	II-②-1
第3部 自主点検のポイント	III-1
第4部 資料編	
単純集計表 医科診療所自主点検結果	IV-①-1
歯科診療所自主点検結果	IV-②-1
自由記述回答集	IV-③-1
自主点検票 医科診療所用	IV-④-1
歯科診療所用	IV-⑤-1

第 1 部 調査の概要および総括

目次

1. 調査の概要	I-1
2. 総括	I-2

§ 1 概要

1 調査の目的

この調査は、診療所の管理者等に診療所内の安全管理等について法令等の基準を再確認し、自主的な管理を進めていただくとともに、集計分析した結果をまとめ、今後の市内診療所の医療安全や衛生管理の向上を推進していくための基礎資料として活用することを目的に実施した。

2 調査の対象

令和3年12月現在、岡山市に現存している医科・歯科診療所を対象とした。

3 調査の方法

郵送による配布、回収。

4 調査の期間

令和3年12月1日～令和4年3月31日まで

5 回収結果

	医科診療所	歯科診療所	合計
発送数	700	454	1,154
回収数	578	388	966
回収率(%)	82.5	85.4	83.7

6 報告書の見方

- (1) 集計対象件数は966件（医科578件、歯科388件）である。
- (2) 回答は、各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示している。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%にならない場合がある。
- (3) 回答があっても、小数点第2位を四捨五入して0.1%に満たない場合は、図表には「0.0」と表記している。
- (4) 図表において、回答選択肢を簡略化して表記している場合がある。

§ 2 総括

回答内容を集計分析した結果、自主点検による結果は、「3安全管理関係」の項目について、多少不十分な箇所が見受けられたものの、医科・歯科とも概ね良好であり、前回(平成 23 年度)実施時と比較して、多くの項目で改善が見られました。以下、集計結果を総括して、医科・歯科診療所の今後の自主点検における注意点などについて述べていきます。

回収結果について

回答があった施設は、医科が 700 施設中 578 施設(回収率 82.5%)、歯科が 454 施設中 388 施設(回収率 85.4%)でした。医科において、回答がなかった 122 施設は、特別養護老人ホーム医務室および企業内診療所 28 施設、美容系診療所 10 施設、診療実績のない診療所 7 施設を含みました。歯科においては、回答がなかった 66 施設のうち、診療実績のない診療所は 2 施設でした。

職員の健康管理

医師・歯科医師の定期健診の受診については医科 2.1%、歯科 3.4%、放射線従事者の6か月に1回の健診受診は医科 4.6%、歯科 28.3%、5年間の個人票の作成・保存は医科 11.6%、歯科 26.0%が「できていない」あるいは「あまりできていない」と回答していました。いずれの項目も前回の半数程度にまで改善しています。今後も引き続き、医師・歯科医師自らが率先して健診を受診し、事業所として受診しやすい環境をつくるとともに、従事する職員の健康管理には管理者として留意してください。

院内掲示

院内掲示について、管理者氏名は医科 11.6%、歯科 7.2%、医師・歯科医師の氏名は医科 9.2%、歯科 5.9%、診療時間等は医科 6.6%、歯科 4.4%が「できていない」と回答していました。医科については、特養・企業医務室等も集計の対象に入っているため高い率になっています。たとえ外部の患者を受け入れない医務室等であっても、診療所であれば院内掲示を義務づけられており、医療を提供する場であると認識してください。具体的な掲示については、「自主点検のポイント」の例示(III-7 ページ)を参照してください。

医療機能情報の提供

医療機能情報の診療所内における閲覧について、医科 18.5%、歯科 17.5%が「できていない」と回答しており、前回から 10 ポイント近く改善が見られます。この規定は医療法自体に規定されており、国においても非常に重視している内容です。県のホームページ「おかやま医療情報ネット」の公開情報に変更があった場合の手続きに留意するとともに、医療機能情報の内容をプリントアウトして待合・受付などに備えつけるなど、患者等に対し積極的に閲覧に供してください。

医療に係る安全管理のための体制確保

医療安全管理について、指針の作成は医科 26.8%、歯科 3.9%、職員研修の実施は医科 40.9%、歯科 5.7%が「できていない」と回答しており、研修実施においては歯科での改善が顕著でしたが、医科の「できていない」が前回を上回っているのは、新型コロナウイルス感染症の影響が考えられます。指針については、「自主点検のポイント」(III-9 ページ)に示す8項目を盛り込み、職員に周知してください。職員研修については、職種横断的に年2回程度実施し、記録に残してください。無床診療所の場合は、外部研修の受講で代用することができます。

院内感染対策のための体制確保

院内感染対策について、指針の作成は医科 24.7%、歯科 4.4%、職員研修の実施は医科 40.1%、歯科 4.6%が「できていない」と回答しており、医療に係る安全管理のための体制と同様の傾向が見られます。指針については、「自主点検のポイント」(III-10 ページ)に示す7項目を盛り込み、職員に周知してください。職員研修については、職種横断的に年2回程度実施し、記録に残してください。無床診療所の場合は、外部研修の受講で代用することができます。

医薬品の安全管理体制

医薬品の安全使用について、職員研修の実施は医科 32.9%、歯科 12.4%、手順書の作成は医科 45.2%、歯科 25.8%、業務の確認・記録は医科 44.6%、歯科 24.5%が「できていない」あるいは「あまりできていない」と回答していました。歯科においては、職員研修実施や手順書の作成、業務確認・記録が前回よりも悪い結果となりました。職員研修は必要に応じて実施し、実施内容を記録に残してください。手順書については「自主点検のポイント」(III-12 ページ)に示す6項目を含め、実施に当たって確認と記録をしてください。

医療機器の安全使用に関する体制

医療機器の安全使用について、職員研修の実施は医科 27.5%、歯科 5.7%が「できていない」と回答していました。新しい医療機器を導入する際には職員研修を実施し、内容を記録に残してください。

感染性廃棄物の保管

感染性廃棄物の保管について、取扱い注意事項の表示は医科 14.6%、歯科 5.2%が「できていない」あるいは「あまりできていない」と回答していました。職員は感染性廃棄物の危険性を認識するとともに、取扱いには十分注意してください。具体的な掲示については、「自主点検のポイント」の例示(III-20 ページ)を参照してください。

放射線に関する掲示・標識等

放射線障害防止の注意事項の掲示は、医科 8.0%、歯科 5.8%が「できていない」と回答していました。エックス線診療室の出入口付近や操作室等に、患者に対する注意事項と放射線従事者に対する注意事項の両方を掲示してください。具体的な掲示については、「自主点検のポイント」の例示(III-24 ページ)を参照してください。

放射線従事者の被ばく防止措置

放射線業務従事者の被ばくの管理は、医科 8.9%、歯科 5.8%が「できていない」あるいは「あまりできていない」と回答していました。業務の際には、エックス線診療室が密閉されている状態か、被ばく防止措置ができているかどうかなどを日常的に確認するとともに、従事者はフィルムバッジ等により線量測定を定期的に行ってください。

診療放射線に係る安全管理のための体制

平成 30 年度の法改正を受け、医科を対象に調査したところ、診療用放射線の安全利用のための指針の作成は、19.4%が「できていない」と回答していました。また【8】放射線・画像診断関係で回答のなかった 230 施設を上回る 276 施設が「該当なし」または「無回答」としており、改正内容が一部浸透していない懸念があります。エックス線装置を備えている診療所は、「自主点検のポイント」の III-15 ページを参照し指針を作成してください。

検体検査の精度の確保に関する体制

平成 30 年度の法改正を受け、医科を対象に調査したところ、回答のあった 261 件のうち、93.9%が精度の確保にかかる責任者の配置について「できている」としているにもかかわらず、以降の項目で「該当なし」または「無回答」としているものが、標準作業書の作成で 24.5%、作業日誌の作成で 34.5%、台帳の作成で 35.7%、内部精度管理・サーベイ受検・研修で 41.8%に及びました。各項目の「できていない」「あまりできていない」を加えるといずれも過半数を占め、改正内容がそもそも浸透していない可能性があります。診療所内で検体検査を実施する診療所は、「自主点検のポイント」の III-16 ページを参照し、対応してください。

その他

自由回答欄に記載された意見等については、統計ソフトを用いて頻出単語のつながりの様子を可視化しました。診療所の実情に合わせて、検討の際に活用してください。

なお、今回の自主点検票の内容については、法令に基づく基準と、法令に基づかないものの保健所が望ましいと考える基準—の大きく2つに分けることができます。医科診療所の点検票では【9】及び【11-2】～【18】の部分、歯科診療所の点検票では【9】の部分が法令に基づかない箇所になります。これらの集計数値等については、今後の参考にしてください。